懲戒処分の基準

平成19年6月19日制定 平成20年5月14日一部改正 平成20年6月23日一部改正 平成21年1月21日一部改正 平成24年3月1日一部改正

第1 基本事項

本基準は、代表的な事例を選び、過去における新潟県教育委員会の懲戒 処分事例等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたもので ある。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った教職員の職位又は職責はどのようなものであったか、 その職位又は職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、その情状を考慮の上、標準例に掲げる量定を加重又は軽減して標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

例えば、標準例に掲げる量定より重いものとすることが考えられる場合 として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の 結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる量定より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象 となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考と しつつ判断する。

また、懲戒処分には当たらない場合であっても、その責任を確認し、将 来を戒めるため、訓戒等の処分を行うこともあり得るものである。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は 戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、 停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は 停職とする。

(2) 遅刻·早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 虚偽の休暇取得

病気休暇、特別休暇、介護休暇又は組合休暇について虚偽の理由により承認を得た教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠るなどして公務の運営に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県(市町村)の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規 定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若 しくはあおった教職員は、免職、停職又は減給とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 個人情報の流出、紛失又は盗難

著しく注意義務を怠り、児童生徒等の重要な個人情報を流出し、若 しくは紛失し、又は盗難に遭った教職員は、減給又は戒告とする。

(10) 個人情報の目的外収集・利用

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書等を収集し、又は利用した教職員は、減給又は戒告とする。

(11) 政治的行為の制限違反

- ア 地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第36条第3項又は教育公務員特例法第18 条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求 める等の行為をした教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 公職選挙法第136条の2又は第137条の規定に違反して 公務員又は教育上の地位を利用して選挙運動をした教職員は、 免職又は停職とする。

(12) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した教職員は、減給又は戒告とする。

(13) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動) ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性

的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は 停職とする。

- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。
- ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な 言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(14) 入札談合等に関与する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

(15) 収賄

賄賂を収受した教職員は、免職又は停職とする。

(16) コンピュータの不適正利用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、 又は個人のコンピュータを不正にネットワークに接続のうえ利用し、 公務の運営に支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(17) 事務処理の不適正

その職務に関して法令等に違反するなど不適正な事務処理を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

2 公金公物取扱い関係

学校徴収金及び学校が補助執行する団体徴収金については、公金公物の基準を適用する。

(1) 横領

公金又は公物を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした教職員は、減給 又は戒告とする。

(8) 給与、旅費等の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して給与、旅費等を不正に支給した教職員及び故意 に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与、旅費等を不正に 受給した教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

財務規則その他の関係規程に反する公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した教職員は、免職又は停職とする。

(7) 窃盗•強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とす

る。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した教職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような 著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした教職員は、免職、停職又は減給とする。

(14) 強制わいせつ行為

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。

4 交通事故 • 交通法規違反関係

別表のとおりとする。

5 児童生徒に対する非違行為関係

(1) わいせつ行為等

ア 児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、 免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 体罰

ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員は、停職、減給又は 戒告とする ウ その他体罰により、児童生徒の人権を著しく侵害した教職員は、 減給又は戒告とする。

6 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての 指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

第3 懲戒処分等の公表基準

1 公表の基準

- (1) 任命権者として行う懲戒処分及び訓戒等の人事管理権に基づく事実上の処分(以下「懲戒処分等」という。)を対象とする。
- (2) 職務上の行為については、適正な業務執行及び再発防止を図る観点から、懲戒処分及びこれに対する管理監督責任を問う懲戒処分等は、原則として公表する。
- (3) 職務外の行為については、不祥事の再発防止と厳正な服務規律を確保する観点から、懲戒処分は、原則として公表する。
- (4) 刑事休職(地方公務員法第28条第2項第2号の規定による分限処分をいう。)は、前記との均衡を考慮し公表を検討する。
- (5) 上記にかかわらず、被害者が公表を望まない場合、人権に配慮する 必要がある場合等には、公表内容の一部又は全部を公表しない。

2 公表する内容

- (1) 公表内容は、原則として次のとおりとする。
 - ア 被処分者に関する情報

所属の種別(小、中、高、特別支援、本庁・出先機関の別)、職級 (校長、教頭、教諭等)、性別、年代

- イ 処分内容に関する情報 処分の程度、処分日、事件概要
- (2) 氏名の公表
 - ア 免職の場合は被処分者の氏名についても原則として公表する。
 - イ 免職以外の場合は原則として公表しないが、マスコミ等で公になっている場合、社会的影響が極めて大きい場合等には公表も検討する。

3 公表方法

公表は、処分後記者クラブへ資料提供することにより行う。

第4 適用

この基準は平成19年6月19日から適用する。

(附則)

改正後の懲戒処分の基準は、平成24年4月1日から適用する。

別表 (交通事故・交通法規違反関係)

1 教職員の交通事故・交通法規違反については、下表によって措置するものとする。

違反の種類	事故の種別	死 亡		重傷		軽傷		建造物損壊等		自損
	責任の度合	重	軽	重	軽	重	軽	重	軽	又は 無傷等
・飲酒運転・麻薬等運転 ・共同危険行為等禁止違反等		原則として免職								
・無免許運転 ・大型自動車等無資格運転等		原則として免職								
・速度超過(50km/h以上)		免職	停 職					減 給		
・過労運転等 ・速度超過(一般道30km/h以上 高速道40km/h以上)等		免職	停職					減給;		戒告
•安全運転義務違反等		免職	戦~減 約	П	戒告					

※1 表中の用語例

「重傷事故」 負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上のものであるもの(負傷者が複

数人いる場合はそのうち最も負傷の程度が重い者の要治療期間を基準とする。)

「軽傷事故」 負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの

「建造物損壊等」 家屋及びこれに類する建築物の構造部分そのものを損壊した場合及び負傷者 の負傷の治療に要する期間が15日未満の負傷の場合をいう。

「責任の度合」重~事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合 軽~上記以外の場合(被害者側にも何らかの不注意がある場合)

- ※2 「飲酒運転」は、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。
- 2 飲酒運転に関わるその他処分基準
 - (1) 飲酒運転を行い、報告を怠った教職員は「免職」とする。
 - (2) 「飲酒運転をしていることを知りながら同乗した教職員」又は「自動車等を運転することを知りながら飲酒を勧めた教職員」は、「免職」又は「停職」とする。